

平成27年3月6日

三次市長 増田 和俊 様

三次市公共事業評価監視委員会

委員長 戸田 常



三次市公共事業の評価について（答申）

平成27年2月4日付け三次地企発第5012号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

1 田幸地区水道未普及地域解消事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

なお、今後の事業実施にあたっては、水道事業を通じて市民の生活環境を改善し、将来的なまちづくりに資する安全で安定した生活用水の供給が実現するよう要望します。

また、類似地域における事業単価の比較を行うなど、厳しい財政状況下で、効率的な事業執行と透明性の確保がより一層図られるよう努力してください。

再評価の対応方針

1 対応方針

(1) 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

① 田幸地区水道未普及地域解消事業

平成 23 年 7 月 7 日付通知「水道施設整備事業の評価の実施について」のほか、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「水道事業の費用効果分析マニュアル」に沿って、「残事業における投資」と「事業全体の投資」の両者について評価を実施します。

(2) 費用効果分析結果について

「年次算定法」による費用便益比(B/C)の残事業の投資効率性は 5.94、事業全体の投資効率性が 2.60 であり、次の 2 点の理由を勘案し、田幸地区水道未普及地域解消事業の継続は妥当とします。

2 対応方針の理由

(1) 未普及地域の早期解消

三次市水道事業の水道普及率は、97.6%に達したものの、未普及地域においては、依然として飲料水を井戸水、山水等に依存している状況にあります。

本事業の対象地域である田幸地区は、市街地及び周辺地域の整備に時間を要したことに加え、既設給水区域から遠方に位置するため水道施設整備が遅れていました。このため、給水区域内無水源地域簡易水道事業により、三次市水道事業からの給水を受け、未普及地域の解消を図ります。

(2) 現在の必要性について

対象地域である田幸地区は、水道未普及地域であるため、飲料水や生活用水を井戸水、山水等に依存しています。また、地区内の井戸水からヒ素が検出された経緯もあることから、残事業を継続し安全で安定した生活用水の供給を行うものです。